（案）

那覇市ファイルサーバー等機器類賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）と株式会社 ○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）と株式会社　○○○○○○○○○○（以下「丙」という。）は、那覇市ファイルサーバー等機器類（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、甲乙丙間で次のとおり契約を締結する。

１．　契約物件　別紙「契約明細書」のとおり

２．　納入期日　平成 26 年 9 月 30 日

３．　賃貸借期間　平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで

４．　賃貸借料　￥ ________________

（うち消費税及び地方消費税額￥______________）

（内訳）

月額　￥________（うち消費税及び地方消費税額￥_______）

平成 26 年度（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日）

￥ _________（消費税及び地方消費税込み）

５．　設置場所　那覇市が指定する場所

（案）

契　約　条　項

（契約の趣旨）

第1条　甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項によるものとする。

２　丙は、この契約に基づく乙の債務について、乙が債務を履行しない場合は、丙が当該債務を履行するものとする。

３　甲、乙及び丙は、この契約に定める事項を信義に則り誠実に履行し、協議に際しては互譲の精神により円満な解決に達するよう努力するものとする。

（法令等の遵守）

第2条　甲、乙及び丙は、この契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（機器の引渡）

第3条　甲は納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。

２　乙は責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。

３　前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

（賃貸借期間及び賃貸借料）

第4条　賃貸借期間及び賃貸借料は、頭書記載のとおりとする。

（消費税及び地方消費税）

第5条　この契約に関する賃貸借料の表記は内税方式とする。

２　消費税の算出に際して１円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

（契約保証金）

第6条　契約保証金は那覇市契約規則第４条第１項13号に基づき免除とする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第7条　乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（案）

（機器の保守及び保証）

第8条　丙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

（善良なる管理者の注意等）

第9条　甲及び丙は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

２　甲及び丙は、物件の使用に際しては、それらに添付された取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途に従い使用する。

３　甲は、物件及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

（保険）

第10条　乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。

２　動産総合保険の内容等については、別紙「動産総合保険内容」のとおりとする。

（瑕疵担保責任）

第11条　甲は、丙の提供する業務サービスに隠れた瑕疵を確認した場合は、丙に報告するものとし、丙は速やかに適切な処置を行うと同時に、甲に処置内容を報告する。

２　前項の処置に関する経費は、丙の負担とする。

（秘密保持）

第12条　乙及び丙は、この契約を履行する上で知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（契約の解除）

第13条　甲、乙及び丙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　第２条に記載された法令遵守ができなかった場合

(2)　重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3)　支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合

(4)　手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5)　公租公課の滞納処分を受けた場合

(6)　その他前各号に準ずるようなこの契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

２　甲、乙及び丙は、相手方がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（案）

３　甲は、乙及び丙、乙及び丙の代理人との間に、この契約に係る物件等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第14条　甲、乙及び丙がこの契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲、乙及び丙は損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

２　甲、乙及び丙が第13条に規定する契約の解除、及びこの契約の条項に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲、乙及び丙は、この契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任は負わないものとする。

（債権の譲渡禁止）

第15条　乙及び丙は、甲の書面による事前の承諾なしで、この契約に関連して発生する甲に対する債権を第三者に譲渡したり、又は担保の目的に供したりしてはならない。

（個人情報の保護）

第16条　本件業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

（規程の遵守等）

第17条　丙又はその使用人が業務サービス遂行のため、甲又は甲の顧客の事務所に立ち入る場合は、甲又は甲の顧客の定める諸規程を遵守し、指示に従わなければならない。

（次期機器再構築への移行支援）

第18条　丙は、次期機器再構築を行う場合、速やかに機器再構築ができるよう、機器設定情報の提供、及びサポートを実施すること。

（合意管轄）

第19条　この契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（案）

（その他）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）によるもののほか、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書３通を作成し、甲乙丙の３者が記名押印のうえ、各自その１通を保持するものとする。

平成２６年６月　　日

甲　　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市
那覇市長　翁長　雄志

乙　　沖縄県○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
代表取締役社長　○○○○○

丙　　沖縄県○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
代表取締役社長　○○○○○

（案）

別紙

動産総合保険内容

1　保険期間

この保険は、リース契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、リース契約が満了したときに終了となる。

2　保険の対象となる損害

この保険は、頭書記載の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象とならない損害事故は、下記のとおりである。

(1)　保険の対象となる主な損害事故

①　火災、落雷、破裂、爆発
②　盗難
③　破損
④　濡損
⑤　物体の落下・飛来
⑥　車両の衝突及び接触
⑦　いたずらによる直接損害
⑧　風水災（台風、旋風,暴風雨など）

(2)　保険の対象とならない主な損害

①　故意、重過失による損害
②　地震、噴火及び津波による損害
③　自然の消耗・摩滅、または当該物件の性質によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
④　物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
⑤　偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故による損害
⑥　物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
⑦　紛失、または置き忘れによって生じた損害